

指定管理者監査報告書

- 1 監査の種類 地方自治法第 199 条第 7 項の規定による，市が設置する公の施設の管理を行わせる指定管理者の監査
- 2 監査の対象
 - (1) 公の施設 土浦市老人デイサービスセンター「ながみね」
(土浦市中村西根 2078 番地 1)
 - (2) 指定管理者 社会福祉法人 祥風会
 - (3) 所管課 土浦市保健福祉部 高齢福祉課
- 3 監査実施日
 - (1) 事前監査日 平成 26 年 11 月 7 日 (金)【高齢福祉課】
平成 26 年 12 月 18 日 (木)【社会福祉法人 祥風会】
 - (2) 本監査日 平成 27 年 1 月 22 日 (木)
- 4 監査の方法

本監査は，公の施設における指定管理者団体の中から抽出し，公の施設の管理に係る平成 25 年度及び平成 26 年度上半期分における事務の執行状況について，関係資料の提出を求め，担当者から説明を聴取し，預金通帳，諸帳簿，証拠書類を照合・確認するとともに，条例及び協定書等に沿って適正かつ効率的な管理が行われているかを主眼に置いて実施した。
- 5 指定管理の概要
 - (1) 指定管理期間
平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
 - (2) 業務の範囲
施設及び付属設備の維持保全に関すること
施設の利用の許可に関すること
土浦市デイサービスセンター条例第 3 条各号に掲げる事業の実施に関する
こと
施設の利用に係る料金の徴収に関すること
上記に掲げるもののほか，施設の管理運営に関すること

(3) 指定管理料

指定管理料の支払なし

(光熱水費等の維持管理費は、面積や開館時間比により土浦市ふれあいセンター「ながみね」側と按分し、市へ納入。)

(4) 施設及び管理物件

所在地	土浦市中村西根 2078 番地 1
面積	414.27 m ² (ふれあいセンター「ながみね」の一部)
構造	鉄筋コンクリート平屋建
開館時間	午前 9:00～午後 4:00
休館日	毎週月曜日・年末年始(12月29日～1月3日)
施設内容	食堂兼日常動作訓練室, 休憩室, 厨房, 相談室, 事務室, 特殊浴室

利用料の内訳

自己負担分

介護保険給付対象サービス (9割は介護保険、1割は自己負担)

要支援(月額料金)

支援1……2,145 円 支援2……4,296 円

上記料金には運動機能、職員体制加算は含まない。

要介護(月額料金)

介護1……705 円 介護2……829 円 介護3……958 円

介護4……1,086 円 介護5……1,214 円

上記料金には入浴、個別機能訓練、職員体制加算は含まない。

介護保険給付対象外サービス 食費 500 円(おやつ含む)

6 監査の結果

指定管理者である社会福祉法人祥風会及び所管課である高齢福祉課に対し監査を行った結果、指定管理者においては、年間を通して経費削減にも努められていることから、指定管理者制度による管理運営の効果がみられる。

また、基本協定書に係る契約事務及び施設の運営管理、会計経理等に関する事務及び関連する事務事業の執行は、おおむね適正に執行されているものと認められたが、一部に改善・検討を要する事項が見受けられた。

指定管理者に関する事項

- (1) 基本協定書第 15 条第 1 項において、「事前に承認を受けた場合を除いて、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない」とされているが、承認を受けている旨を書面等で確認することができなかった。

- (2) 利用者目線での質の高いサービスを継続していくとともに、ふれあいセンター「ながみね」が併設されているという強みや地域の特性を活かしながら、施設の管理運営にあたられたい。

所管課に関する事項

- (1) 指定管理者が第三者と再契約する際、事前承認を受ける必要があることから、所管課においてその必要性、内容を判断のうえ、承認の有無について書面にて指定管理者に通知されたい。
- (2) 今後とも、監督責任者として管理業務の履行確認に十分留意するとともに、改善を要するものについては、その措置を講じられたい。